

議案第 19 号

教職員の措置について

教職員の措置について、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 6 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 9 月 18 日

鳥栖市教育委員会

教育長 佐々木 英利